

明治期の神戸における市街地整備手法の成立に至る考察

The Study of how to form the method of the urban construction at Kobe city in Meiji era

小 原 啓 司
Keiji Ohara

abstract; At Kobe the urban construction projects were demanded on the extensive area for the pressure of urbanization after opening the port in Meiji era

The vast expenses were needed to carry out the urban construction projects on the extensive area, and so the new method, that is, the projects of the new road excavation and the land correction were founded before long on the experience of the several projects that were carried out during the first half of Meiji era at Kobe

1 はじめに

第17回の本研究会の論文¹⁾で、明治後期に神戸で実施された新道開鑿・地域更正事業が我が国の土地区画整理事業の原型ではないかと述べたが、それではなぜ新道開鑿・地域更正事業という手法が成立したかについて、これらの事業が実施される以前（明治前期）の神戸の市街地整備に関する事業の実施方法と財源について検討を行うことにより、考察してみたい。

2 明治前期の市街地整備と、その実施状況

(1) 神戸の明治前期の市街地整備

1868年1月1日（慶応3年12月7日）、兵庫が開港された。しかし、その開港地は在来の兵庫津ではなく、それより東の神戸浦であった。

開港に当たって最初に実施された事業は居留地の造成であり、引き続いて実施された市街地整備に関する事業を神戸市史²⁾から挙げると、第1表の16項目になる。

第1表 明治前期各種事業と、施行期間一覧表

注 施行期間は元号により、明治は省略

a) 居留地・雑居地の開設と、その関連事業

- ① 居留地の造成 慶応3年6月—明治4年7月
- ② 西国街道の改修 慶応3年6月—同年12月
- ③ 山手道路開設計画 4年—5年4月

- ④ 生田川の付替 4年3月—4年6月
- ⑤ 旧生田川河川敷の埋立 4年11月—6年5月
- ⑥ 第1次山手道路開設工事 5年6月…
6年2月—6年9月
- ⑦ 栄町通の開設と宇治川の架橋 5年9月…
6年4月—7年1月
- ⑧ 第2次山手道路開設工事 14年11月…
19年7月—21年6月—22年5月

b) 交通インフラの整備等に関する事業

- ⑨ 兵庫仲町部の開設と福原町の移転
明治3年6月—6年11月
- ⑩ 鉄道沿線道路の開設 3年7月…
4年6月—5年11月
- ⑪ 神戸駅周辺の道路工事 5年5月—8年1月
- ⑫ 兵庫通過の西国往還の付替 5年11月…
6年2月—7年3月
- ⑬ 兵庫新市街の開設と外輪堤削平工事
6年3月—7年6月—8年11月
- ⑭ 有馬道の改修 6年11月…
7年9月—7年11月

c) 港湾整備に関連する市街地整備事業

- ⑮ 新川運河の開鑿と、沿岸市街の整備
5年—7年1月—9年5月
- ⑯ 弁天浜の埋立
5年3月—11年5月—12年2月

これら事業の施行概況を描くと第1図となる。

(2) 事業の実施状況

(キワド) 神戸、明治期、市街地整備事業手法、国庫負担 財源

(著者) 正会員

第1表の各事業について目的別に実施状況を紹介する。

a) 居留地・雑居地の開設と、その関連事業

① 居留地の造成

兵庫は1858年7月29日(安政5年6月19日)調印された「日米修好通商条約」³⁾に基づいて開港された。しかし、条約では居留地の場所が決められておらず、それが決められるのは1867年5月16日(慶応3年4月13日)に取り交わされた「兵庫港並大坂において外国人居留地を定める取極(Arrangements For The Establishment Of Foreign Settlements At The Port Of Hiogo And At Osaka)」⁴⁾である。それにより居留地の区域は、生田川尻西の約25haとされた。開港の6ヶ月前である。

そして、この取極だけでは充分でなかった設計の細部に関する事項は、1867年8月7日(慶応3年6月19日)「兵庫港大坂外国人居留地約定書(Arrangement Relative To The Foreign Settlement At The Port Of Hiogo And At Osaka)」⁵⁾として締結され、この約定書が居留地の“設計細則”となって実際の街づくりが行われたのである。

居留地の区域が決まり、急いで幕府により用地買収、造成工事が行われ、途中政権が交替し、工事が再開され、造成工事が終わった箇所から造成画地の

競売(永代借地権の付与)が行なわれた。競売の第1回は1868年9月10日(慶応4年7月24日)で、第4回は1873(6)年2月である。

居留地の設計のあらましは、次の通り。

〔道路〕は、全域に南北8線、東西5線を設け、幅員は40フィート(12メートル)以上とし、中央の南北線は90フィート(27メートル)の幹線道路(現在の京町筋)とする。

〔公園・緑地〕としては、海岸通に緑地帯を設け、遊歩道を兼ねる。ウレショングラウンドとしては、旧生田川の河川敷を含む場所(居留地区域外の東)とする。

〔公共空地率〕は、これらにより48%となる。

〔街区〕は22に、〔画地〕は126に分かれ、画地の面積は200-600坪(実際には、168-721坪(555-2,383平方メートル))である。

② 西国街道の改修(付替)

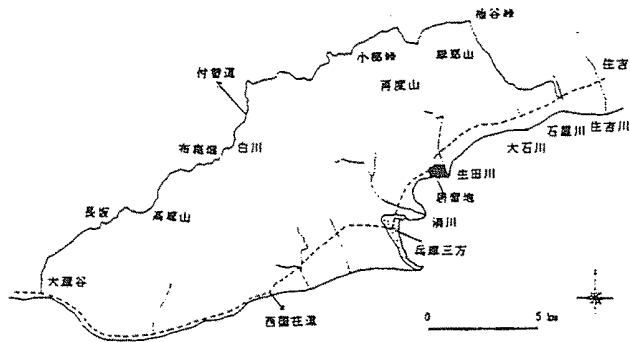
開港場の神戸を通過する西国街道は、幅が狭く屈曲が多く通行量も多かったため、外国人とのトラブルの発生することがなきにしもなかった。このため



- 注1. 1877年内務省地理院実測の兵庫神戸実測図を元に、1924神戸市史の記述により筆者が作成
2. 〇内は第1表の数字とし、②は記入していない。

第1図 明治前期、各種事業施行概況図

に幕府は住吉から分かれて神戸・兵庫の背後を迂回し、明石の大蔵谷で元の街道に合っする約32メートルに及ぶ道路を計画して工事を実施し、開港までに完成した。これが、「徳川道⁶⁾」と云われる。



注 1978年発行の「徳川道・西国街道付替道」より

第2図 西国街道付け替え図(徳川道)

③ 山手道路開設計画

造成工事が開港日までに間にあわなかった上に居留地の区域が狭かったために条約国から居留地区域の見直しについて申し入れがあり、これに対し政府は1868年3月30日(慶応4年3月7日)「生田川から宇治川までの海岸から山際まで(居留地を除く)」を外国人が邦人と雑居することを認める区域として通知した。これが「雑居地⁷⁾」の設定である。

雑居地とされた区域のうち神戸山手地区一帯の道路は、幅1.8メートルを超えない野道や畦に過ぎなかったため、外人は度々この地域に道路を新設することを申し出ていた。しかし、すぐには採用されず僅かに生田神社前から宇治川に至る幅5.43メートルの道路が開設されたのみであった。

④ 生田川の付替

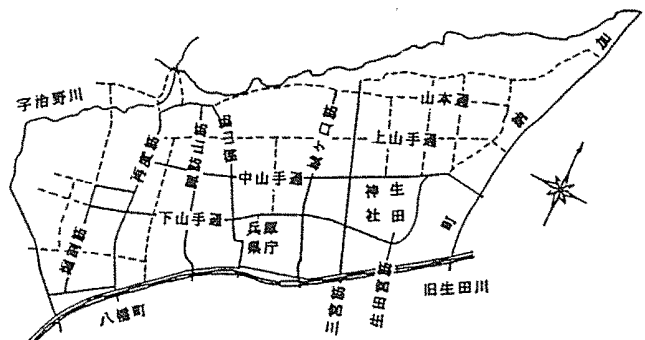
居留地の東側を流れる生田川は平素は殆ど水は流れていないが、降雨によりしばしば溢水することがあった。そのために居留地の設計の際に既に外国人などはその水害を防ぐため生田川の堤防の改修を要望していた。これを受けて政府は検討の結果により、堤防の改修よりも流路を付け替えることが経済的にも流路的にも有利であると判断し、1871(4)年2月流路を山際から真っ直ぐに海岸に達することとし、3月に着工し、同年6月に完工した。これが新生田川である。

⑤ 旧生田川河川敷の整備

生田川の付替工事が終わった後、旧河川敷の中央、南北に幅10間(18メートル、以下1間を1.81メートルとして換算し、記述する。)の道路を1,650メートル、東西に幅10.91メートルの道路を5線545メートル開設することとし、1871(4)年11月から工事にかかり1873年5月に完工した。

⑥ 第1次山手道路開設工事

1872(5)年6月、大蔵省は山手地区に東西3線、南北5線の道路を幅員を12.71-14.51メートルとして開設を指令した。これに対し県は、東西道路の幅員を10.91-12.71メートルに縮小変更して1線増やし4線とすることを、1873年2月大蔵省に願い出、許可を得て起工し、同年9月に完工した。



凡例 — 第1次工事 --- 第2次工事

注 1885年陸軍参謀本部測量部製図「神戸」より作成

第3図 神戸山手地区整備計画概況図

⑦ 栄町通の開設と宇治川の架橋等

1871(4)年11月、宇治川・鯉川間の海岸石垣を築造して海岸通が完成した。この当時、神戸の鉄道以南地区で東西に通じる道路は、最大幅4.84メートルの西国街道(現元町通)しか無かった。そのために県では将来の神戸から兵庫への交通需要に備えて、海岸通と元町通の間に幅18メートルの道路を計画し、1872(5)年9月測量に着手し、1873年4月に着工、11月に完成して栄町通と命名した。

栄町通の完成とあいまって、その東西に位置する道路が整備された。すなわち、東側では鯉川筋道路が1875(8)年2月に完成、西側では宇治川に西国街道、福原道路と、宇治川口に3橋を架橋、同川の西岸道路を幅14.54メートルに拡幅する工事が完成した。

⑧ 第2次山手道路開設工事

第1次の道路開設工事が完成したが充分なものでなかったため引き続き工事を実施するために、

神戸区神戸町総代は、1881(14)年道路用地の買い上げを(県を経て)国に願い出た⁸⁾。しかし、願出はすぐには認められなかった。

その後、家屋が次々と建てられることから、神戸区連合町会は1886(19)年7月道路の改修を願い出、あわせて改修と同時に道路予定線上の家屋新築の禁止を嘆願した⁹⁾。これにより同年8月から建築制限が実施された。

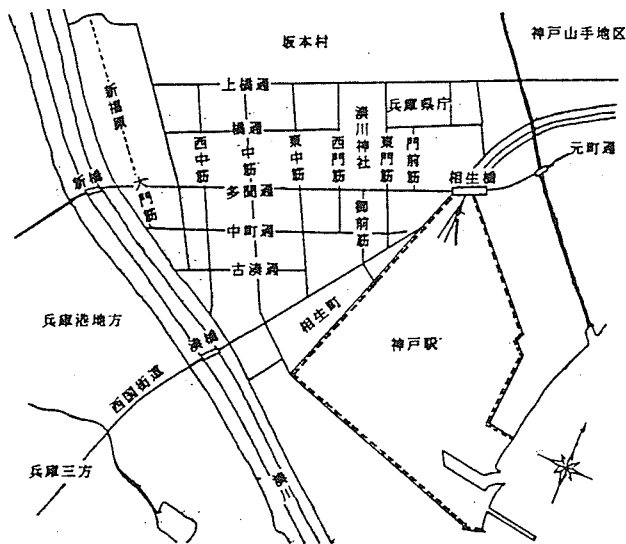
ところが1888(21)年5月になって、1881(14)年に願い出ていた道路用地の買収費用を国から交付されることとなった。しかし、その間に用地費が大幅に増額したので、国庫からの交付金だけでは事業費に不足し、不足分を地主が負担して事業を実施することとし、同年6月に着工、1889年5月に完工した。折からこの年4月には神戸市制が実施されている。

b) 交通インフラの整備等に関する事業

⑩ 兵庫仲町部の開設と、新福原の移転¹⁰⁾

我が国の鉄道計画は、1869(2)年11月の朝議により決定されたものである。その計画に基づいて1874(7)年5月に、開港地神戸と大阪を結ぶ鉄道が開通した。

その神戸駅の区域は、1870(3)年6月東川崎の地71,486坪(23.63ha…現在のハーバードの地)と定められた。同駅を新設するに当たっては1871(4)年4月その代替地に新設される駅の北側一帯面積90,800坪(30ha)の地を充て、東西に幅10.91メートル道路を5線、南北に幅7.27-10.91メートルの道路を9線計画し、



注 1877年内務省地理院測定の兵庫神戸実測図より作成

第4図 兵庫仲町部整備計画概況図

工事は1873(6)年11月に完成して、仲町部と称せられた。

なお、この仲町部にはすでに1868(1)年9月、第2次兵庫県庁舎が現在の神戸地方裁判所の位置に新築され、また、湊川神社造営工事も1871(4)年5月に完成しており、その面目を一新した。

また、神戸駅の開設に当たり、東川崎にあった在来の福原も移転の必要が生じ、県は初め神戸山手方面に移転させるように交渉していたが、住民たちはその移転地について願い出た結果、仲町部北の湊川沿いの地に移り、工事も1873(6)年10月に完成して新福原と称せられた。

⑪ 鉄道沿線道路の工事

葺合地区内では線路が決定したことにより沿線道路の用地を買収し、1871(4)年6月整地工事に着手し、11月にほぼ完成して道路の築造工事に着手した。また、宇治川から三宮(旧三宮駅、現在の元町駅の位置)までの区域については、鉄道線路の南北両側に幅7.27メートルの道路を完成した。このほかに1872年11月三宮(旧三宮駅)と旧生田川の間にも同幅の道路を完成した。

⑫ 神戸駅周辺道路の整備

神戸駅周辺道路としては、相生町付近の交通のために1872(5)年5月、幅10.91メートルの新道を完成し、このほかに幅7.27メートルと幅10.91メートルの道路を各2線計4線と、東川崎から湊川堤防までの道路を開設した。

⑬ 兵庫通過の西国往還の付替

仲町部が開設されたことにより相生町から湊川神社前を過ぎて湊川に達する幅10.91メートルの道路ができたが、この道路に接続する湊川から西の道路は幅3.63メートルにもならず、兵庫の町を通る旧西国往還(街道)も5.45メートルに過ぎなかったため、交通を便利にし仲町部の整備効果をあげるために仲町部から西へ湊川を越え西柳原まで新道を開設したもので1872(5)年11月県が大蔵省に申請、許可を得て1873年2月に起工、1874年3月に完成し、これを新西国街道と称した。

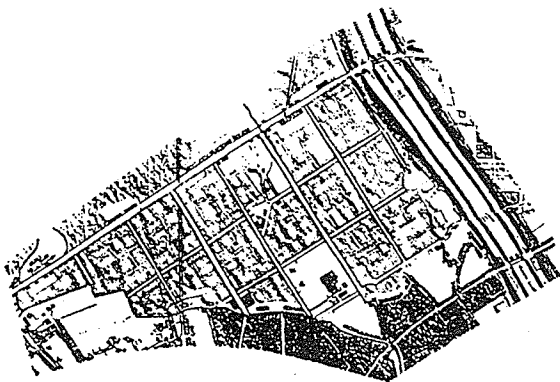
⑭ 兵庫新市街の開設と外輪堤の削平工事

新西国街道の開設に次いで新道、湊川と在来の兵庫の町との間の63,800坪(21ha)の区域を新市街として開設した。その区域に幅7.27-10.91メートルの道

路を東西6線、南北4線、延長3,971メートル開設するとともに耕地の区画を整備することを計画し、1874(7)年6月に着工、同年11月に完工した。

この新市街の開設の際に、1875(8)年1月在来の兵庫の町を取り囲む堤防の削除と整地を併せ行うことを決定、同年11月には工事を完了した。工事区間はほぼ半円形に湊口総門北方八幡神社裏から算所村永沢町及び三川口町を経て西柳原総門に達し、逆瀬川石橋北詰付近に終わる延長1,365メートルである。

その堤防は、それまで兵庫の町では湊川が氾濫することを恐れて町を取り囲むように築いていたが、後には付近の町民が勝手にその土を採ったり、開墾をしたりするものがでてきたので、1873(6)年頃には全く堤防の用を失い、むしろ交通を阻害するに過ぎなくなっていたものである。



注 1877年内務省地理院実測の兵庫神戸実測図の一部

第5図 兵庫新市街開設概況図

⑭ 有馬道の改修

神戸・兵庫と六甲山脈後背地との交通は、従来ただ1線の有馬道によっていた。

この道路は神戸市中ですら幅2.72メートルを超えず、天王谷では僅か1.81メートル、それから北は益々地形が険悪となり、かつ谷の水が往々増水して通行には困難を極めていた。しかも、神戸港が繁盛するに従って遠く三丹(丹波、丹後、但馬)地方からこの道路によって神戸に往復するものが益々多くなったので改修の必要がとみに増加していた。

このために兵庫神戸両港の町々と奥平野、坂本、荒田、山田並びに三田の諸村が協議し、三田、兵庫間道路総延長を6里31町(27キロメートル)とし、そのうち3里15町(13.4キロメートル)の新道を開き、残余は旧道を

改修し、幅員を神戸市内は7.24メートル、市外は3.62メートルとし、内務省の許可を得て1874(7)年9月に着工し、同年11月に完工した。

c) 港湾整備に関連する市街地整備事業

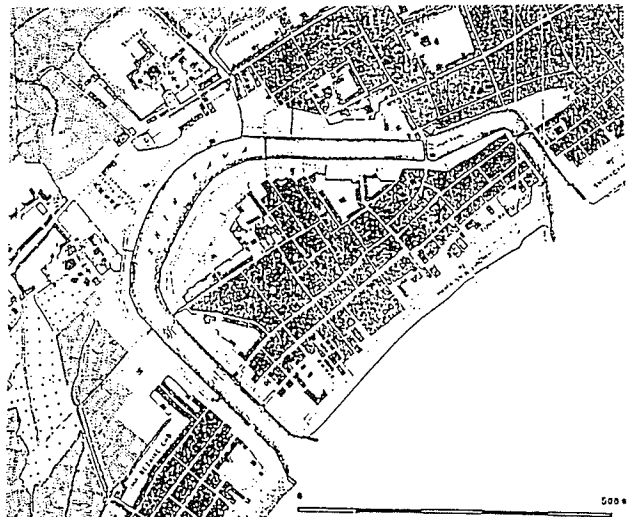
⑮ 新川運河の開鑿と、沿岸市街の開設

新川運河の開鑿はこの期、東の生田川の付替と並び称せられる当市の大土木工事であった。

もともと兵庫港には適当な船舶の避難所がなく、和田岬の迂回には不便が多く、県当局は運河を開鑿し小船を迂回しないで兵庫港に入るように計画し、兵庫市民を説得したが、工事費の財源が得られないので計画を実現させることができなかった。

その後、小船の避難所として島上町の海岸からほぼ半円を描いて西仲町、逆瀬川を経て出在家海岸に達する計画に縮小し、1874(7)年1月に区長、副区長などが連署して県に実地見聞を出願し、県はこれを許可した。工事は新川社により同年7月に着工し完工したのは、1875(8)年5月であった。

この折りに新川社は、新川運河の開鑿の副業として運河の沿岸に新たに10.3ha余の新市街を開いて浜地を開拓し、兵庫の海岸は大いに整備された。



注 1877年内務省地理院実測の兵庫神戸実測図の一部

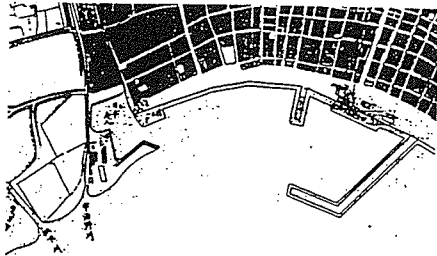
第6図 新川運河開鑿と沿岸整備概況図

⑯ 弁天浜の埋立

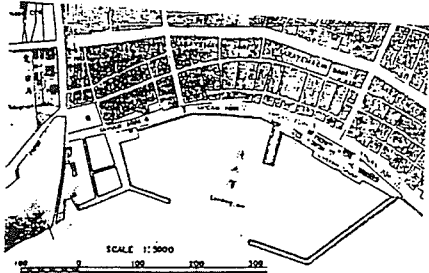
市内の海面埋立のうち最も早く着工したのは宇治川東方の弁天浜入江の埋立である。

工事は1872(5)年3月に着手し、同年5月に一部を完成したが、なお海面を残していた。しかし、同海面は年を追って埋没し、小船ですら通行し難いよ

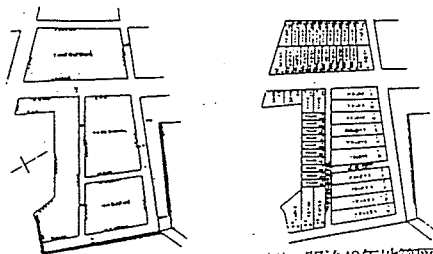
うになったので再び県の許可を得て1878(11)5月起工し、1879年2月に面積2,545坪(8,410平方メートル)の埋立を完成し、弁天町と名付けられた。



(1) 1872年大蔵省地理院発行の兵庫神戸実測図の一部



(2) 1877年内務省地理院発行の兵庫神戸実測図の一部



(3) 弁天浜埋立図(神戸市保管図) (4) 明治43年地籍図(神戸市保管図)

第7図 弁天浜埋立図

3 各事業の実施方法と、財源

(1) 各事業の実施方法と、財源

さて、これら各事業がどのような手法により実施され、その財源がどうであったのか、「線の事業」もしくは「面の事業」に分けて記述する。この場合「線の事業」とは、事業者が道路その他の公共施設に直接抵触する用地のみを買収し、施設を整備するものであり、「面の事業」とは、道路等を含め一団の土地を全面的に整備し、その区域内で道路用地を確保し、残地を再区画割りするものとした。なお“山手道路開設計画”は、計画にとどまり事業に至っていないので、記述していない。項目○内の数字は第1表の番号である。

a) 線的事業

②西国街道の改修は、居留地の開設に伴うもの

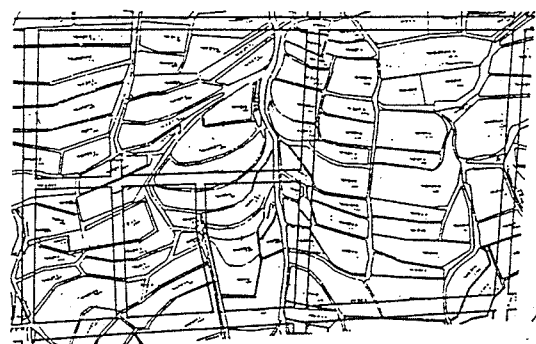
であり、幕府(国)が費用を負担した。

⑥第1次山手道路開設工事は、開港後あまり年を経ずに実施され、国がその費用を負担した。

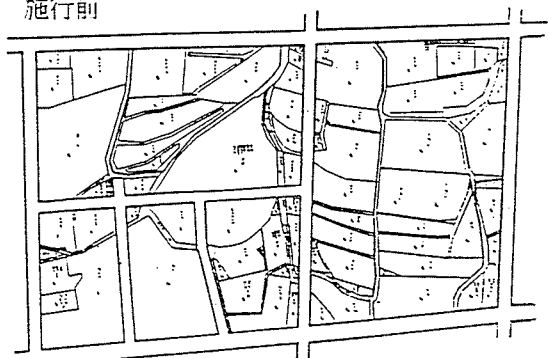
⑧第2次山手道路開設工事では、前述のとおり1881(14)年から1886(19)年までの用地費の値上がりによって、事業費の総額は増額して66,568円となり結果的に国への要望額22,756円はその約3分の1となり、残余を“新道の開設によって利益を得る新道沿線の地主達が道路に抵触する割合によって負担する”こととし、その負担割合を地元(神戸北長狭通1丁目外50ヶ町臨時)連合会で、次のように定めている¹¹⁾。

- 一 1等 漬地が本地の3分の1内外のものは、用地を全部寄付する。
- 二 2等 漬地が本地の2分の1内外のものは時価の3割余の額をもって買い入れ、用地の残価額は寄付する。
- 三 3等 漬地が本地の7割内外のものは、時価の7割余をもって買い入れ、用地の残価額は寄付する。

このように地主の負担(寄付)割合は、道路への



施行前



施行後

- 注1. 施行前後図とも神戸市建設局保管図の一部
- 注2. 施行前図には、施行後図に対応する従前地籍図の一部に道路線を描入

第8図神戸山手地区第2次新道工事施行前後図

抵触する面積の割合によって変えており、このとき残地区画の形状について調査はされるが、整形は行われていない。

⑩鉄道沿線及び駅周辺道路の整備工事と、

⑪神戸駅周辺の道路工事は、ともに官営鉄道開設に付帯するものであり、国が負担した。

⑫兵庫通過の西国往還の付替は、神戸を通過する旧西国街道が兵庫津へ入出しているのを、*ハハ*として仲町部の道路を西に延伸（新設）したものであり、国が負担した。

⑬有馬道の改修は、兵庫神戸両港の町々と沿道の諸村が協議したが、発起者の町村ではその費用の負担に苦しみ、兵庫三田間の運送業を経営する会社を設立してその利益により補っている。

b) 面的事業

①居留地の造成では、用地買収造成費用20万両余は国が負担し、収入は造成区画の競売費12万円余である。なお、収入費のうちからさらに、居留地の運営費などが除かれる。¹²⁾

④生田川の付替工事では、費用の30,670両余を

⑤旧生田川河川敷の埋立による土地の払い下げにより、国は事業費の回収を図っている。

すなわち、北部の区域を中央に道路（現在のワラロード）を開設すると云う整備条件付きで民間に5,518両で払下げ、南部の区域は一部を兵庫県下の還元士族に1,198円で払下げたほか、国の税関用地に充てて僅かではあるが資金の回収をはかっている。¹³⁾

⑦栄町通の開設と宇治川の架橋では、当時として広幅員である幅18メートルの新道を開設するために、道路幅の3倍強の69メートル、延長1,023メートルの区域の用地を坪約5円で買収し、同時に建物等の移転料を支払って、中央に道路を築造し、両側の奥行き平均各25.45メートルを宅地として整備して坪14.5円で払い下げている。事業費用は当初に貿易五厘金（後述）を借入し、事業後に利息を付して返済し、支出総額197,454円に対し収入は僅かに4円余不足するのみであった。¹⁴⁾

なお、この手法は現在の沿道土地区画整理事業と類似しているが、すべての買収者に払い下げず、在来居住者のうち12.72メートル以上の表間口を持つものに払い下げることとしている点で相違している。¹⁵⁾

⑨兵庫仲町部の開設と福原町の移転は、仲町部

の区域の処分費用を充てることによって実施した。また、福原町の移転にあたっての土工費は貿易五厘金（後述）3,000千円を借り入れて充てている。

この折り、兵庫仲町部の開設に当たって県は「市街設置ノ条目」¹⁶⁾と称する“道路の設計および家屋の建築に関する規則”を村役人、地主に示達し、遵守するように請書（印）を提出させている。

この規則では、土地の引渡、替地率、道路幅員、建築規制、下水路の管理に関して7項目を規定している。ここで、そのうちの第3項と第4項の2項目を示す。

1 地割の儀縦横道敷悪水路を除くの外、元反別1反歩(300坪)に6尺棹を以て330坪づつ打渡置き申す可く候事

1 縦横道幅の儀、県庁門前、楠社正面、同門前福原大門、有馬道通は幅6間、楠社東北筋は3間、上道は4間、その外町々は都て5間の積り、右は行々所繁盛の為筋を以て取極候条その意を得可く候事

上の項は替地率で、991㎡に対して1割り増しの1,090㎡を渡すと言うもので、下の項は東西9線、南北5線の道路幅員をそれぞれ10.91、9.09、7.275.45メートルと定めると言うものであり、言うならば現在の換地計画と事業計画の設計説明に当たる。

⑬兵庫新市街の開設と外輪堤削平工事の実施に当たって地元では、次のような“土工着手規程”¹⁷⁾を取り決めている。

一 湊川西耕地を町場に取建てるについては、地割入杭筋道形は速やかに取設ける事

二 開設の入費は、官費を仰がず、すべて民費をもって取り行うべき事

三 道路潰地となりたる分は、地平均の上にて各自へ割合ふて減歩を立て、残地を元地主にて請取るべき事

ここで境界の明示のほか、はっきりと工事費の地主負担、減歩と換地の交付が規定されている。特に減歩の用語は初出であり、その率は10.8%、工事費の11,500円は造成地を処分して得た6485円余を充てたが、なお5,015円不足するので、沽券（台帳）面積に応じて（坪当たり8.42銭）を徴収している。¹⁸⁾

なお、このあと開発地の地租を5年間据え置いてほしいと、県令神田孝平（代理井出正章）名をもっ

内務卿（伊藤博文）に申請¹⁹⁾している。

⑮新川運河の開鑿と沿岸新市街の整備は、最初に新川社を設立し開鑿費として県保管の貿易五厘金（後述）の貸下を申請した。このほか、同社は社員に出金させ、これに対し利息を付し、工事完成によって得られる土地を区長、戸長及び社員の決議によって処分することを定め、神戸島田組と契約して予算以上の費用を必要とするときには、一時立替え出金させることとし起工した。このときには川幅を27.27メートルとし、その両側に34.54メートル づつの計96.35メートルを買収した。²⁰⁾

新川社は、運河開鑿工事に伴って新川沿岸の超過買収地10.3ha余を市街地として開拓し、これを売却して資金の回収に充てた。

⑯弁天浜の埋立は、兵庫出在家町の久保善五郎が弁天浜を埋立て完成後の埋立地を払い下げて貰う条件で県に願い出て、自費で埋立を行い、造成された埋立地を処分して資金を回収した。²¹⁾

(2) 貿易五厘金²²⁾

神戸における公共事業の地元負担金での特色は「貿易五厘金」を支出したり、貸出したりしていることである。

神戸での貿易五厘金は、先に開港した横浜、長崎の例にならって開港当初から貿易商に元組商社を組織させ、輸出入品価の五厘(0.5%)を徴収させて土木事業費に充てさせたのがその制度である。後に大阪商人中に五厘金を免れるために大阪で貿易しようとする者が現れたりしたので大阪、京都の貿易商人を加入させた貿易会社を起し、これに貿易五厘金と貿易上の取締りの全部を委任したりした。しかし、やがて時勢の変遷により、県に廃止を願出て1886(19)年11月廃止された。

その徴収期間は18年間、徴収額は概算40万円〔神戸市の1889(22)年度の予算額は3万円余²³⁾に及び、創業時代における神戸の土木事業全般に果たした役割は大きいものがある。なかでも1879(12)年以降5年間の雑居地内道路33路線の新設改修へは、その額10万円に達している。このほかに前述の栄町通の開設や、新川運河の開鑿、その他小学校創立費、衛生消防費等に貸出されている。²⁴⁾

この制度は、地方税制の確立される以前の前近代

的な賦課金の一つと見られるが、お上のものでなくあくまで自主的に運用されたものである。

4 事業手法成立の考察

(1) 面的事業の成立

事業実施の一番の問題は事業費である。全国的に市街地整備事業に関する要望の多い明治前期に国が神戸の費用を多く負担したのは、神戸が諸外国に開かれた新しい港であるためで、全国的に見れば例外とも云える。しかし、国の事業費の負担は徐々に減少する。そのために、市街地整備に関する事業を施行しようとする場合に、地元で事業費をどのように捻出し負担するか事業を実施できるか否かに関わってくる。

このため、市街地整備に関する事業手法が「線の事業」から「面の事業」に変わってくることにより地元で費用を負担する方法が生み出されてきたものと考えるのであり、線的事業では⑧第2次神戸山手道路開設工事が、唯一地元（一部）負担で行われたもので、その後実施された面的事業では全ての事業で地元負担が行われていることは3で述べたとおりである。

(2) 新道開鑿・地域更正事業への移行

線的事業の第2次神戸山手道路開設工事の実施により地主たちは、① 道路抵触割合の違いにより地主負担額の不均衡、② 残地にの不整区画を生じることの問題点とし、これが面的事業を考えるに至った。しかし、面的事業の新道開鑿・地域更正事業への移行に当たっては、さらにすでに実施した面的事業の内容について検討を加える必要がある。

すなわち面的事業のうち栄町通の開設、新川運河開設と沿岸市街の整備、弁天浜の埋立の3事業（以下、「3事業」と略称する。）は、いずれも施設とその周辺区域を含めた一団の土地を対象として超過買収し、施設用地を確保した後に残地を再区画割りし処分することにより事業費を回収しているのに対し、兵庫仲町部の開設、兵庫新市街の開設の2事業（以下、「2事業」と略称する。）では換地により施設用地を確保し、残地区画の改良を行っている点である。3事業は事業施行により土地の利用が増進

し、その開発利益を施行者が取得するものであってこの時期には他に例を見ないものであるが、新道開鑿・地域更正事業あるいは2事業とは異なる手法である。しかし、2事業では3事業のように地区全体を買収する方法を採らず、まさに換地、減歩、地主の費用負担の考え方を採り入れている。3事業の方法には莫大な買収資金を必要とするが、新道開鑿・地域更正事業の施行時期にはすでに貿易五厘金は廃止されており、他にも資金の拠るところがなかったのである。

神戸市制が施行される前の1888(21)年3月から兵庫の地域で実施された新道開鑿・地域更正事業では① 各土地に一定割合を乗じた面積を道路用地として供出し、② 換地により供出残地の区画の改良を行い、③ 各土地面積に一定の金額を乗じて得た額を負担することを契約により取決め、地主たちの共同施行とし、施行に当たって現在の換地設計基準²⁵⁾に当たる地域更正基準等幾つかの諸ルールを地主総代会の議決により取決めるに至ったものである。

このように新道開鑿・地域更正事業は、2事業の事業手法を体系だてたものであるが、それには最初に新道開鑿・地域更正事業を実施している区域が2事業の施行区域に隣接する同じ兵庫港地方(ひょうこうちほう)に属することを見逃せない。

維新に当たって最初に兵庫県庁が置かれたのは、この兵庫の地であり、初代の兵庫県知事は後の内閣総理大臣伊藤博文であった。その縁の有りや無しや兵庫新市街の開設に当たって内務卿となった同人に開発地の地租の据置きを申請していることは、先に述べたとおりである。このとき中央庁からどのような指示、伝達があったかは定かではない。

2事業の施行より10余年を経て、新事業を2事業の施行地域に隣接する同じ兵庫港地方で施行することとなり、2事業の関係者が新事業に関与したか否かは市制施行以前であるために市史編纂資料によるほかなく、今のところ同資料では詳らかではない。しかし、新事業の施行者中に2事業の関係者が存したことは想像に難くなく、線的事業により地域整備を実施した「神戸」では成し得なかった新事業を、「兵庫」で始めるに至るのである。

冒頭に兵庫の名で神戸が開港したと述べた。両地区²⁶⁾について、神戸市史では次のように記している。

しこうして兵庫と神戸とは明治の初年行政上なお分離を持し、民情また融和を欠くところなきにあらざりしごとく、かつ、兵庫は概して神戸に圧倒せられし傾向ありしかども、実力ある人物は神戸よりもむしろ兵庫に多かりしがごときは、これ積勢の侮りがたきものありて……

新道開鑿・地域更正事業の成立に当たってはこの兵庫仲町部及び兵庫新市街開設事業を基にしたものであると言えるのではないか

〔参考文献・補注〕

- 1) 小原啓司、明治期の神戸における市街地整備の事業手法の研究、第17回土木史研究論文集、土木学会、69-80P、1997. 6. 12
- 2) 神戸市、『神戸市史・本編各説』、437pー、1924. 12. 25
ただし、同史への掲載順ではないので、(第1表の番号)ー(同史の掲載順)に対比すると、次のとおりである。

①ー①	⑤ー⑤	⑨ー③	⑬ー⑩
②ー⑬	⑥ー⑥	⑩ー④	⑭ー⑪
③ー⑭	⑦ー⑫	⑪ー⑧	⑮ー⑮
④ー②	⑧ー⑦	⑫ー⑨	⑯ー⑯
- 3) 土居晴夫、神戸外国人居留地略史・歴史と神戸73号、神戸史学会、3p、1975. 9
- 4) 神戸市、『神戸市史・資料三』、和英対照文81p-、1923. 12. 25
- 5) 前掲『神戸市史・資料三』、和英対照文95p
- 6) 西国街道調査委員会、『徳川道・西国街道付替道』、神戸市市民局、1978. 3
- 7) 神戸開港三十年記念会、『神戸開港三十年史・上巻』、292p、1898. 5. 6
- 8) 神戸市、『神戸市史編纂資料・96巻』、83-85p
神戸市制が実施されるまでの期間の行政の原資料で市に残っているものは少ない。大正の初めに神戸市史(全12巻)を編集するに当たって先人は関係資料の多くを兵庫県のものに拠って筆写し、それらは神戸市史編纂資料として143冊に纏められ、現在は神戸市文書館に保管されている。
- 9) 前掲『神戸市史編纂資料・96巻』、86. 87p

10) 日本国有鉄道、『日本国有鉄道百年史・第2巻』、3p、交通協力会、1970.4.1

11) 前掲『神戸市史編纂資料・96巻』、97-109p
第2表 第2次山手新道開鑿事業収支表
(明治21年度神戸北長狹通1丁目外50ヶ町
臨時連合会議案)

収 入 (円)		支 出 (円)	
国庫下付金	22,756	道路用地費	48,260.785※
		工事費	14,190.787
	*	家屋移転料	1,364.90
地主寄附金	43,812	雑費	600.00
		予備費	2,152.153
計	66,568	計	66,568.625

第3表 新道寄付 等級区分内訳表

等級	面積 (坪)	寄付 (円)	買上 (円)	合計 (円)
1等	8,011.96	37,284.88		7,284.88
2等	1,837.40	5,910.75	2,908.76	8,819.51
3等	559.35	616.99	1,539.46	2,156.46
計	10,408.71	43,812.62	4,448.16	48,260.71

注。この表の計欄寄付は第2表の*印、合計は第2表の※印である。

12) 前掲『神戸市史・本編各説』、647.664pほか

13) 前掲『神戸市史・本編各説』、472p

第4表 新生田川付替、旧河川跡地整備収支表

収 入		支 出	
加納宗七等 へ払下 県士族への 払下 大蔵省税関 用地とし	5,518両 下 1,198円 1,163円	新生田川 用地買収 工事費	30,672両

計	7,881円	計	30,672両
---	--------	---	---------

注1. 円と両とは合算できないが、1871(4)年制定の新貨幣条例により1両を1円とする。

2. 税関用地の1坪を0.1円とした。

14) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、105p

第5表 栄町通開設事業の収支表

収 入 (円)		支 出 (円)	
土地払下料	138,700.91	買収移転費	161,791.52
会社引受地	54,322.94	立退料	6,740.00
旧墳墓地	4,426.34	工事費等	7,214.24
		支払利息	21,705.09
計	197,450.19	計	197,454.85

15) 前掲『神戸開港三十年史・上巻』、502p

沿道開発土地地区画整理事業(建設省都市局監修
街づくりガイドブック昭和63年版、562p、第1法規出版、1989.10

16) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、51-57p

・市街設置ノ条目

因テ此月市街設置ノ条目ヲ定ム該處村吏並ニ地主等ヲシテ連署以テ之ヲ遵奉セシム曰

一 街割図面式拾七箇所ノ内御用地並ニ代地場四ヶ所福原付残地二ヶ所除之其余ノ分地主共ニ於テ家作ハ勿論地所譲渡又者地貸家作為致候共都テ相対次第ニハ候ヘ共譲渡地貸賃共不相当之事共有之候様ニテハ一体ノ差支ニ相成候間不相当無之様可致候事

一 老ト場所限リ家作之示談相整候分者地所堺界相改メ打合候其段届出可申事

一 地割之儀縦横道敷悪水路ヲ除クノ外元反別一反歩ニ六尺棹ヲ以テ三百三拾坪宛打渡置可申事
一 右縦横道幅ノ儀県庁門前楠社正面同門前福原大門有馬道通ハ幅六間楠社東北筋ハ三間上道ハ四間其外町々ハ都テ五間ノ積リ右ハ行々所繁盛ノ為筋ヲ以テ取極候条可得其意候事

一 右道幅ヲ除キ片側一尺五寸宛ノ悪水吐ヲ附ケ右下水ヨリ猶又三尺引下ケ柱建致シ庇雨落溝真ヘ落入り候様並能取立可申候事

但往来道造ハ勿論溝両側石垣等都テ可為所構事
一 道橋普請ノ義四辻ハ四街掛リ其外ハ其町掛リ
申合取計申候事

一 上郷並ニ町々ヨリ落合候悪水吐並ニ往来ヘ掛
リ候小橋共立会ノ場所ハ立会持壺町限りノ所ハ
其所構ト相成心得可申候事

右ハ今般町場御取建ニ付御仕法ノ趣地先両村役人
共始地主地人共一同承知奉畏候依之御請印形差上
申處如件

明治四年辛未四月 両村役人地主総連印

17) 前掲『神戸開港三十年史・上巻』、514p

18) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、137. 145-147p

第6表 兵庫新市街事業施行前後の種別面積表

土地種別	施行 前	施行 後	差 引
沽券地	48,274.6		
測量増	11,255.9		
一般地計	59,530.5	53,102.4	△6,428.1
弁天除地	506.3	506.3	0
道溝敷	2,810.8		
外廓堤敷	990.0	10,228.9	6,428.1
公共地計	3,800.8		
合 計	63,837.6	63,837.6	0

注 面積の単位は、坪(1坪=3,3058 m²)

・減歩率=(59,530.5-53,102.4)÷59,530.5=10.8%

・費用負担率=(11,500-6,485)÷59,530.5=8.42

銭/坪

19) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、147p

20) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、149-151p

21) 前掲『神戸市史編纂資料・94巻』、25-44p

22) 前掲『神戸市史編纂資料・77巻』、75-76p

・神戸区内雑居地道路五厘金支弁線路ノ主意
及修繕施行ノ方法

右線路ノ主意及修繕施行ノ方法左ノ如シ

第一項 均シク神戸港雑居地内ノ道路ニシテ五厘
金支弁ニ属スルト否トノ区別アルハ其利害関係

ノ大小ニ依テ然ルモノトス

第二項 神戸港雑居地内五厘金支弁ニ係ル道路ノ
修繕ハ戸長ノ稟請ヲ須ヒ直ニ土木課ヨリ臨検実
施スルモノトス

但本項ハ明治十四年十二月八日神戸組戸長ノ
伺出ニ対シ指令セラレ尚明治十六年七月己第五
号神戸区ヘ告示第五条但書ニモ明文アリ

第三項 五厘金支弁ノ道路ニシテ明治十六年七月
己第五号神戸区ヘ告示中地方税補助ノ部分ニモ
編入アルモノノ修繕執行方法ハ則チ神戸兵庫両
港ニ施行スル一般普通ノ修築ニ属スルモノハ地
方税及ヒ之ニ連帯スル町村費ニ換ユルニ五厘金
ヲ支弁シ而シテ内外雑居地ノ故ヲ道路ノ修飾等
ニ属スル修築費ハ悉皆五厘金ノ支弁トス

23) 神戸市、『こうべ・市制100周年記念』、120p
1989.7

24) 前掲『神戸市史編纂資料・77巻』、71-75p

25) 1881(21)年、神戸市文書・85-2『兵庫地方新道
開鑿』によれば、次のような後の事業施行の基準
となる事項を定めている。

- ・地域更正基準
- ・地域更正方法書
- ・更正区画毎ノ地代価ヲ評定スルコト
- ・地域更正地等級表
- ・地目変換及ヒ畦畔ヲ付セザルノ件

26) 神戸市、『神戸市史・本編総説』、147p、1921
11.23